

## 議案第13号

### 工事請負契約（国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助）
- 2 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字浦富
- 3 契約の相手方 国道178号（岩美道路）橋梁上部工事（浦富高架橋）（4工区）（補助）富士ピー・エス・山陰建設特定建設工事共同企業体  
代表者 鳥取市松並町二丁目160番地 城北ビル  
株式会社富士ピー・エス鳥取営業所  
所長 大 村 康三郎  
八頭郡八頭町宮谷263番地11  
山陰建設株式会社  
代表取締役 上 田 俊 一
- 4 契約金額 768,900,000円
- 5 工事費の減によ 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認

る減額                   められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額する  
ものとする。

6 工事完成期限       令和4年5月20日

7 契約締結の方法     技術提案評価型総合評価競争入札